

○荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会規則

平成28年4月1日規則第25号

改正

平成31年3月29日規則第11号

令和元年12月13日規則第39号

令和2年3月31日規則第14号

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定に基づき、荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 運営委員会は、荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設（以下「万田坑施設」という。）の円滑な運営を図るため、条例に規定する業務に関する事項について、協議検討を行うものとする。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化財に関し、知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 運営委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、運営委員会において必要とするときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、総務部文化企画課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に荒尾市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する等の規則(平成28年教育委員会規則第1号)第4条の規定による廃止前の荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会規則(平成22年教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき委嘱された荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会の委員(以下「旧運営委員会の委員」という。)である者は、この規

則の施行の日に、第4条の規定により運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成31年3月29日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第14号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。